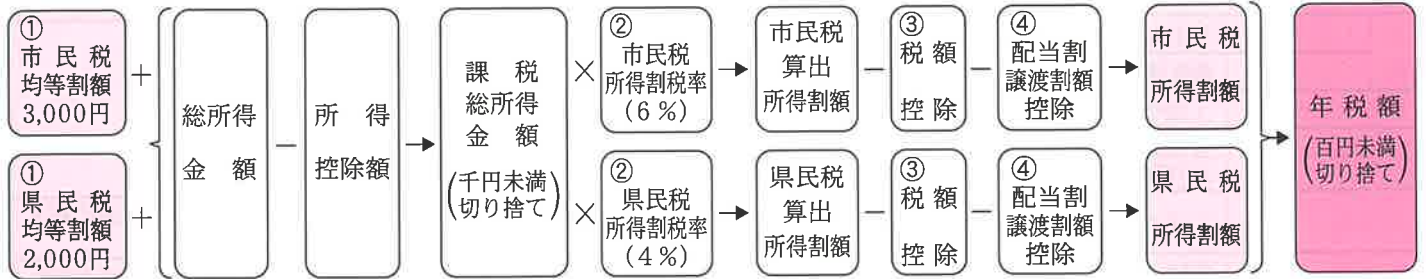


税額の計算方法 ※分離課税所得がある方は計算方法が異なります。また、地方税法等の改正により各事項が変更になることがあります。



市民税・県民税は、「均等割額」に「所得割額」を加算した額が「年税額」となります。

① 均等割 (年額5,000円)

市民税 3,000円 + 県民税 2,000円

※左記の5,000円と併せて、森林環境税(国税)が1,000円追加で徴収されます。詳しくは8ページをご覧ください。

※森林、湖沼の保全目的で、県民税均等割に1,000円が上乘せされています。(令和8年度まで)

② 所得割 (税率)

市民税 6% + 県民税 4%

所得金額 - 所得控除額 = 課税総所得金額 (1,000円未満切り捨て) に税率を乗じたものが「算出所得割額」となります。

(分離課税分の税率)

所得の種類		市民税	県民税	所得の種類		市民税	県民税
短期譲渡	一般分	5.4%	3.6%	一般株式等の譲渡	3%	2%	
	軽減分	3%	2%	上場株式等の譲渡	3%	2%	
長期譲渡	一般分	3%	2%	上場株式等の配当等	3%	2%	
	優良住宅地等(*)	2.4%	1.6%	先物取引	3%	2%	
	居住用財産(**)	2.4%	1.6%				

(*) 優良住宅地等について2,000万円を超える部分は市民税3%, 県民税2%

(**) 居住用財産について6,000万円を超える部分は市民税3%, 県民税2%

③ 税額控除

(1) 調整控除…所得税との人的控除(基礎控除や扶養控除など)の差に基づく負担増の調整をするため所得割から控除

合計課税所得金額	調整控除額の計算式
200万円以下	次の①、②のいずれか少ない額の5%(市民税3%, 県民税2%)を控除 ①所得税との人的控除額の差の合計額 ②市民税・県民税の合計課税所得金額
200万円超	{所得税との人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)}の5%(市民税3%, 県民税2%)を控除。ただし、この金額が2,500円未満の場合は2,500円

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額です。

※合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。

(2) 配当控除 株式などの配当所得の金額×控除率

(3) 住宅借入金等特別税額控除

平成21年~令和5年の間に入居し、所得税の控除適用を受けている方。但し、令和5年中に入居開始された方は所得税の確定申告が必要です。

次の(i)(ii)のいずれか少ない額)

(i) 所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額

(ii) 【平成26年3月までの入居者】

所得税の課税総所得金額・課税退職所得金額・課税山林所得金額の合計金額の5%の金額(上限97,500円)

【平成26年4月~令和3年12月までの入居者】※消費税8%, 10%の場合

所得税の課税総所得金額・課税退職所得金額・課税山林所得金額の合計金額の7%の金額(上限136,500円)

【令和4年1月~令和5年12月までの入居者】※消費税10%の場合

所得税の課税総所得金額・課税退職所得金額・課税山林所得金額の合計金額の5%の金額(上限97,500円)

※上記の入居日であっても、契約日等によって区分が異なることもあります。

(4) 寄附金税額控除

寄附先	控除額(市民税・県民税所得割額から税額控除)
都道府県 市区町村 (ふるさと寄附金)	①と②の合計額 ①(寄附金-2,000円)×10% ②(寄附金-2,000円)×{90%-(0~45%)×1.021} 1円未満切り上げ ※0~45%は寄附者に適用される所得税の限界税率 (注意)②は市民税・県民税の調整控除後の所得割額の2割が限度
茨城県共同募金会 日本赤十字社茨城県支部	(寄附金-2,000円)×10%の額
茨城県及び取手市が 条例指定した法人(団体)	(寄附金-2,000円)×10%の額

(注意) 総務大臣による指定を受けていない地方団体に
対する寄附は、①にのみ該当します。

(5) 外国税額控除

外国に源泉のある所得について、その国の法令により所得税や住民税に相当する税が課税され、所得税の確定申告において外国税額控除を申告された場合。(詳しくはお問い合わせください。)

④ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

配当割額・株式等譲渡所得割額の金額に対して、市民税3/5・県民税2/5の割合の金額が対象となります。